

福祉のお仕事

「福祉のお仕事」は、福祉人材センター・福祉人材バンクが運営する福祉分野の求人情報に関する日本最大のWEBサイトです。

- ▶求人や事業所情報を検索する
- ▶求職登録・求人登録をする
- ▶介護福祉士や保育士の届出をする



公式ホームページ

福祉の情報は熊本県社会福祉協議会のホームページからご覧いただけます。



LINE公式アカウント

イベント情報や福祉のお仕事に役立つ情報を配信しています。

@jys9642k



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

開所日 月曜日～金曜日（但し、祝日・休日及び年末年始を除く）

受付時間 9:00～17:00

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号
（熊本県総合福祉センター 4階）

問合せ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

アドレス E-mail : jinzai@kumashakyo.jp
H P : www.fukushi-kumamoto.or.jp

アクセス □バス・・・各社白川公園前下車徒歩 5 分
□市電・・・水道町電停から徒歩 10 分
□J R・・・熊本駅からタクシー 20 分

※お車でのお越しの方は、センターの駐車場が利用できませんが、台数に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。



介護福祉士実務者研修を受講し

介護福祉士として熊本県内で働きたい方へ

受講費用を お貸しします

返還免除
制度あり

● 令和7年度 熊本県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 ●

介護福祉士実務者研修施設に在学し、卒業後、熊本県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付ける事業です。

令和7年度前期
申請期間

令和7年
4月1日(火)から
5月16日(金)まで
【当日消印有効】

※申請書類は養成施設に提出してください。
提出締切日等詳しくは、各養成施設へお問合せください。

※令和7年度後期:10月予定



対象となる要件を満たし 審査で認められた方に
以下の費用を無利子でお貸しします

介護福祉士実務者研修受講費用

(最大・1回限り)

20万円

貸付の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

対象となる要件

- ✓ 実務者研修施設を卒業後、熊本県内で介護等の業務に従事しようとする方
- ✓ 原則として熊本県内に住民登録をしている方
- ✓ 優秀な学生であると在学する実務者研修施設が推薦する方
- ✓ 国庫補助等が含まれる他の貸付や給付制度を利用していない方

※上記全てを満たす必要があります。



申請から交付までの流れ

①申請

※養成施設に
書類提出

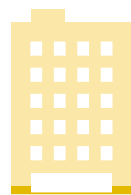


申請者

②推薦・選考



養成施設



福祉人材・研修センター

③契約・交付



申請者

【ご用意いただくもの】
・生計を同一にする者(世帯員)全員の住民票
・生計を同一にする者(世帯員)全員の所得・課税証明書
・連帯保証人の所得・課税証明書
・自己推薦書 など

養成施設は、申請者の学業成績や学習態度、修学の継続性、資格取得における養成施設の指導方針等を評価し、推薦します。

福祉人材・研修センターは、申請書類を審査し、貸付の可否を決定。申請の選考結果は、養成施設を経由して申請者に通知されます。

【ご用意いただくもの】
・印鑑登録証明書
・振込口座の通帳 など

check!

貸付の一例

交付時期



申請締切
5月



交付
9月頃

※申請締切から概ね4か月後に決定額を一括交付

対象経費

授業料、実習費、教材費

参考図書、学用品、交通費

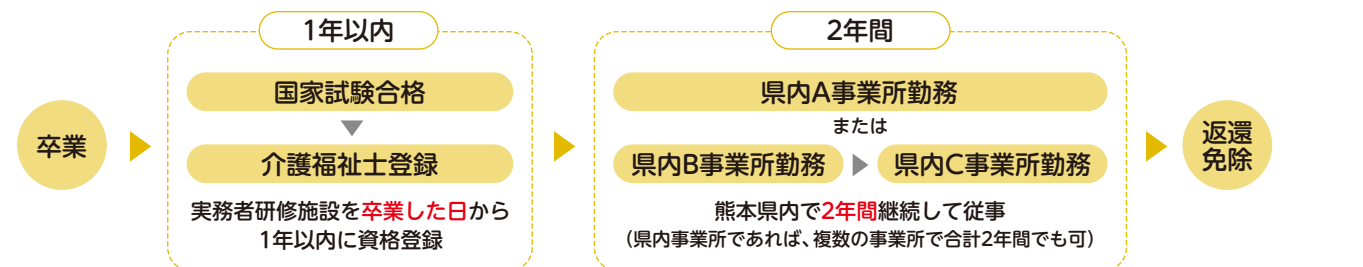
国家試験の受験手数料

など

check!

卒業後の流れ

Case 1 介護福祉士国家試験受験資格を満たす方



Case 2 介護福祉士国家試験受験資格を満たさない方



貸付金の返還について

返還免除

次の全ての要件を満たした場合、貸付金の返還が免除されます。

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行うこと。
- ② 熊本県内で、厚生労働省が定める介護等の業務(※1)に従事すること。
- ③ 介護福祉士登録後2年間継続して従事すること。
- ④ 当該業務に従事していることを毎年証明し、その他住居の変更等があれば、その都度届出を行うこと。
- ⑤ ③の期間を満了後、返還免除の申請を行うこと。

※1 対象施設の一例

- 老人福祉関係: 特別養護老人ホーム／通所介護事業所(デイサービス)／訪問介護事業所(ホームヘルプ) など
- 障がい福祉関係: 障がい者支援施設／共同生活援助(グループホーム)／就労継続支援 など

返 還

次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還しなければなりません。

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をしなかったとき。
- ② 熊本県内において、厚生労働省が定める介護等の業務に従事しなかったとき。
- ③ 熊本県内において、厚生労働省が定める介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 所定の届出義務を怠ったとき。

返還方法:一括または月賦(貸付期間の2倍に相当する期間を上限とする。)

※月賦返還のモデルケース

〇6か月課程で20万円貸付の場合:最長12回払い

月々約16,000円 ×12回払い ▶ 12か月で完済